

千代田 CULTURE×TECH 公式 Facebook 運用ポリシー

千代田 CULTURE×TECH 公式 Facebook 運用ポリシー

令和5年11月9日

5千地商観発第316号

改正 令和8年6月1日

8千地商観発第232号

(目的)

第1条 このポリシーは、千代田 CULTURE×TECH に関する情報発信媒体として、千代田区がフェイスブック（Facebook）を運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)公式ページ 千代田区が設置、運用する千代田 CULTURE×TECH の情報発信用フェイスブックページ
- (2)公式アカウント 公式ページを設置・運用するために取得した権利、及びユーザー名
- (3)コメント機能等 フェイスブックが実装する、コメント機能、いいね機能、シェア機能、ハッシュタグ機能その他アカウントの意思を表示することができる機能

(運営主体等)

第3条 公式ページの運営主体は、千代田区とする。

- 2 産業企画担当課長は、公式アカウントの管理並びに公式ページに関する情報の作成、発信及び更新の決定を行う。
- 3 産業企画担当課長は公式ページ管理者として、商工観光課職員及び千代田 CULTURE×TECH の運営に関する業務を受託した事業者を指定することができる。
- 4 前項の規定により公式ページ管理者として指定された者は、産業企画担当課長の指示により、公式ページに関する情報の作成、発信及び更新を行う。ただし、産業企画担当課長が発信内容の重要性が軽微であり、かつ公式ページの円滑な運用上必要と事前に認めた事項については、この限りでない。

(ユーザー名)

第4条 公式アカウントのユーザー名は、千代田カルチャー×テックとする。

(ユーザー名及び URL の明示)

第5条 フェイスブック上における、なりすまし行為及び事実と異なる情報の流布等を防止するため、千代田区公式ホームページ内に公式アカウントのユーザー名及び URL を明示する。

千代田 CULTURE×TECH 公式 Facebook 運用ポリシー

(公式アカウント運営主体、発信内容等の明示)

第6条 この運用ポリシーで定める公式アカウントの運営主体及び発信内容等を公式ページ内に明示する。

(発信内容)

第7条 公式ページでは、次に掲げる情報を発信する。

- (1)千代田 CULTURE×TECH に関連するイベント、セミナー及びシンポジウム等に関する情報
- (2)千代田 CULTURE×TECH の運営に関して産業企画担当課長が必要と認める情報

(コメント機能等の制限)

第8条 公式アカウント及び公式ページは、公平性の観点から、コメント機能等は使用しない。

2 前項の規定にかかわらず、公式ページの運用目的を達成するために産業企画担当課長が必要と認める場合は、当該必要と認める範囲でコメント機能等を使用することができる。

(他のホームページとのリンク)

第9条 公式ページ中に掲載するリンクは、原則として千代田区公式ホームページ、千代田 CULTURE×TECH ホームページ及び千代田 CULTURE×TECH に関連するイベント情報等に関するページのみとする。ただし、公式ページの運用目的を達成するために産業企画担当課長が必要と認める場合は、この限りではない。

(投稿の削除)

第10条 他のユーザーによる次の各号に掲げるものを含む投稿を禁止し、産業企画担当課長は、当該各号に掲げるものを含む投稿を予告なく削除し、又は公式ページ管理者に対して削除を指示することができる。

- (1)法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
- (2)特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3)政治、宗教活動を目的とするもの
- (4)著作権、商標権、意匠権、実用新案権、肖像権など、千代田区又は第三者の知的財産権を侵害するもの
- (5)広告、宣伝、勧誘、営業活用、その他営利を目的とするもの
- (6)人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7)公序良俗に反するもの
- (8)虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9)本人の承諾なく個人情報等を特定、開示、漏洩する等、プライバシーを害するもの
- (10)有害なプログラムを組み込んだもの

千代田 CULTURE×TECH 公式 Facebook 運用ポリシー

- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) 千代田 CULTURE×TECH と関係がないもの
- (13) その他、産業企画担当課長が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンクを含むもの

(著作権の帰属)

第 11 条 公式ページに掲載している全ての情報（文章、写真、動画、イラスト等）に関する著作権は、千代田区又は原著作権者に帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

2 フェイスブック利用者が公式ページに投稿したコメント等に係る著作権は、当該投稿等を行った利用者本人に帰属する。ただし、利用者は投稿したことをもって当該コメント等は無償で非独占的に使用する権利を千代田区に対して許諾したものとし、かつ、千代田区に対して著作者人格権を更新しないことに同意したものとする。

(免責事項)

第 12 条 公式ページの運用にあたっては、以下を免責事項とする。

- (1) 公式ページの掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではない。
- (2) ユーザーが公式ページの掲載情報を利用又は信用したことにより、ユーザー又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (3) ユーザーにより投稿されたコンテンツについて、一切の責任を負わない。
- (4) ユーザー間若しくはユーザーと第三者間のトラブルによってユーザー又は第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (5) 第 1 号から第 4 号までのほか、公式ページに関連する事項に起因又は関連して生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (6) このポリシーは、予告なく変更することができる。
- (7) 公式ページ内に表示される広告と公式ページは一切関係なく、広告に関するいかなる責任も負わない。

(その他)

第 13 条 この運用ポリシーに定めるもののほか、必要な事項は、産業企画担当課長が別に定める。

附 則

この運用ポリシーは、令和 5 年 11 月 14 日から施行する。

この運用ポリシーは、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。